

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 8 年 10 月 2 日

全国健康保険協会福島支部

支部長 穴戸 英裕

1. 企画競争に付する事項

新規マスコットキャラクター制作業務委託

2. 業務委託の概要

福島支部で使用している既存のマスコットキャラクター「ケンタくん」との親和性を有し、幅広い世代に親しまれ、各種広報媒体等で活用しやすい新たなマスコットキャラクターを制作する。

また、キャラクターの基本デザイン、名称ロゴ、表情及びポーズ等のバリエーション並びにデザインガイドライン等を制作し、福島支部が各種広報活動等において継続的かつ幅広く活用できるものとする。

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」の「広告・宣伝」にて A、B または C の等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有している者であること。
- ③ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ④ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ⑤ 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- ⑥ 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- ⑧ 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- ⑨ 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせない者であること。
- ⑩ その他、企画競争説明書および仕様書に定める条件を満たすものであること。

4. 契約候補者の選定

新規マスコットキャラクター制作業務委託にかかる企画競争説明書に基づき提出された企画提案書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

5. 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 10 月 2 日 (金) ～令和 8 年 10 月 27 日 (火) 17 : 00 まで

(2) 場所 〒960-8546 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 8 階

全国健康保険協会福島支部 企画総務グループ 財務担当 : 小岩

電話 : 024-523-3916 FAX : 024-523-3841

※企画競争説明書の交付は郵送とする。企画競争説明書が必要な者は依頼書の FAX 送信により交付依頼を行うこと。なお、企画競争説明書等の資料は書面での交付のみとする。

6. 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により F A X (A 4、様式自由) にて受け付ける。

(1) 受付先 全国健康保険協会福島支部 企画総務グループ 藤原

T E L : 024-523-3916 F A X : 024-523-3841

(2) 受付期間 令和 8 年 10 月 20 日 (火) 12 : 00 まで

(3) 回 答 令和 8 年 10 月 23 日 (金) までに質問者に対して電話もしくは F A X
にて行う。

7. 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 8 年 10 月 27 日 (火) 12 : 00 まで

(2) 提 出 先 4 (2) に同じ

(3) 提出方法 直接提出 (持参) または郵送とする。

8. 選考結果の通知

企画提案書を提出したすべての事業者に対し、 令和 8 年 11 月 12 日 (木) (予定) に評価結果を発送する。

9. 見積書の提出

契約候補事業者は、評価結果の通知がなされた後、速やかに協会担当者との仕様書の確定にかかる打ち合わせを行い、必要に応じて当該業務委託にかかる見積書を提出すること。

10. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

11. その他

詳細は、新規マスコットキャラクター制作業務委託にかかる企画競争説明書による。

【本件担当、連絡先】

住所 : 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 8 階

担当 : 企画総務グループ 小岩

電話 : 024-523-3916

FAX : 024-523-3841

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者（※）

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

※会計細則第30条(3)で「別に定める者」は以下のとおり。

○暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

○次に該当する者（将来にわたっても該当しないこと）。

- ・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ・役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

○自ら又は第三者を利用して次に該当する行為を行う者

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ・その他準ずる行為

【FAX 送信先】

FAX : **024-523-3841**

全国健康保険協会福島支部

企画総務グループ 小岩 行

企画競争説明書等送付依頼書

件名：新規マスコットキャラクター制作業務委託

上記案件に係る企画競争説明書等の送付を希望します。

【送付先】

法人名：_____

担当者：_____

住所： 〒 _____

電話番号： _____

FAX 番号： _____